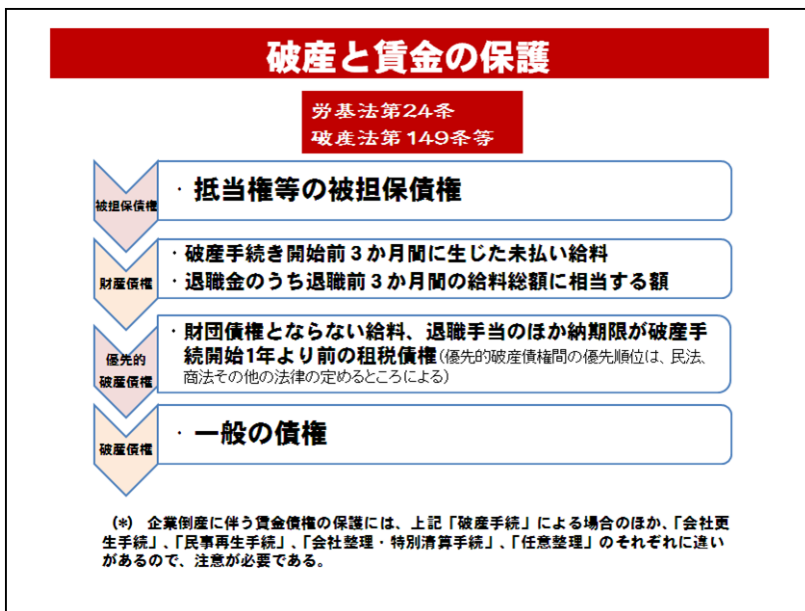


7-12 破産と賃金の保護



破産手続と労働債権

「破産法」（平成 16 法律 75 号）が全面的に改正され、平成 17 年 4 月 1 日より施行された。

破産手続によって、会社等は解散し、選任された破産管財人が清算事務を行って財産を分配する。

新破産法によって、破産手続における労働債権の保護が強化されている。具体的には、①破産手続開始前 3 か月間に生じた未払給料（149 条 1 項）②破産手続終了前に退職した使用人の退職手当のうち退職前 3 か月間の給料の総額に相当する額（その額が 3 か月間の給料総額より少ないときは、破産手続開始前 3 か月間の給料の総額に相当する額）（149 条 2 項）が、破産手続中においても随時弁済が可能な「財団債権」として認められたこと。

なお、破産手続開始後に生じた労働債権は、財団債権（退職手当については上限あり）として取り扱われる。（148 条 1 項 2 号、4 号）

破産手続開始前に生じた給料債権等のうち財団債権とならないものは、「優先的破産債権」（98 条 1 項）となる。

破産法における債権の優先順位は、図表 7-13 に示すとおりである。